



学納金減免規程（申請資格要件抜粋）

（東京成徳大学生の場合）

経済的事由による卒業困難者に対する学費減免の申請資格者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 経済的事情により修学及び卒業が困難であること。
- 二 大学四年に在学しており、卒業に必要な単位を履修中で、当該年度に卒業が見込まれること（留年者を含み、この規程の減免期間に本学の他の奨学金等を受給している者及び留学生を除く。）。または、大学に在学し、所定の年限での卒業が見込まれること。
- 三 三年次までに100単位を修得済みで、学業等に真摯に取り組んでいること。
- 四 親権者全員または主たる家計維持者の年間収入等が以下の状況であること。

親権者全員または主たる生計維持者の年間収入等が以下の状況であること。

- (1) 原則として当年度の住民税が「非課税」又は「均等割り」のみの世帯、及び、住民税のうち『区市町村住民税』『都道府県住民税』の所得割額の合計額が年額85,500円未満の世帯、若しくはこれに準じる世帯

<例>年間収入の目安：4人家族（父・母・子2）で350～380万円程度（以下）。

なお、家計状況により相談可能。

- (2) 原則として当年度収入が大幅に減少した場合、或いは減少すると見込まれる場合

<例>非自発的失職・破産・会社の倒産・病気・死亡・離別・災害等により、家計が急変した場合（1年以内）、或いは減少すると見込まれる場合。所得の目安は、上記（1）の年収以下、或いは、前年度の1/2以下。

（東京成徳短期大学生の場合）

経済的事由による卒業困難者に対する学費減免の申請資格者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 経済的事情により修学及び卒業が困難であること。
- 二 短期大学二年に在学しており、卒業に必要な単位を履修中で、当該年度に卒業が見込まれること（留年者を含み、留学生を除く。）。または、短期大学に在学し、所定の年限での卒業が見込まれること。
- 三 一年次までに36単位を修得済みで、学業等に真摯に取り組んでいること。
- 四 親権者全員または主たる家計維持者の年間収入等が上記大学の項目と同じ状況であること。

（住民税決定通知書のサンプル）

年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）																					
所得	給与収入	主たる給与	配当	配当	配当	配当	配当	配当	配当	課税 標準	総所得										
	給与所得	以外の合算	所得区	分	分	分	分	分	分		分	山林所得									
所得控除	雑損	障・寡・勤	配偶者	特別	扶養	基礎	所得控除合計				扶養親族	本人	本人	本人	本人	本人	本人	本人	本人	本人	
(摘要)																					
市町村民税	長額控除前所得割額	税額控除額	所得割額	均等割額																	
	道府県民税	長額控除前所得割額	税額控除額	所得割額	均等割額																
	特別徴収税額	控除不足額	既充当額	既納付額																	
	差引納付額	変更前税額	増減額	変更月																	
					納付額	6月分	9月分	12月分	3月分	7月分	10月分	1月分	4月分	8月分	11月分	2月分	5月分				
					問合せ先																
					受給者番号	氏名				指定番号				住所				宛名番号			
					<small>あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第42条の4（第42条の前の規定）によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受取った日の翌日から起算して60日以内に市（町・村）長に対して異議申立をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しや変更の請求は、前記の異議申立てに係る決定の経緯を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市（町・村）長を窓口として（市（町・村）長が報告の代表者となります。）提出することができます。なお、処分取消しの請求は、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがされた日から、月を経過しても決定がないとき、②処分、処分執行又は滞り等の執行により生ずる著しい損害を防止するため緊急の必要があるとき、③その他決定を疑いなくにつき正当な理由があるときは、決定を疑いなく処分取消しの請求を提起することができます。</small>																
					年月日				市町村民 氏名												